

特許第2委員会

活動指針

- ◇委員会活動を自己の成長と、協会の一員としての意見発信・政策提言のために推進。
- ◇国内外の知財動向を企業としての対応のあり方に結びつけて調査・研究。
- ◇自らの意見を積極的に発言すると共に、他委員の意見を尊重し前向きに議論を推進。

委員会構成 66名（66社）

担当理事	長谷川副理事長		石川常務理事		
委員長	1名	委員長代理	1名（第3小委員長兼務）		
	第1小委	第2小委	第3小委	第4小委	第5小委
小委員長	1名	1名	1名	1名	1名
小委員長補佐	2名	2名	2名	1名	3名
委員	10名	10名	10名	11名	9名

活動概要

- ◇正副委員長会議 1回/月
- ◇各小委員会 1回/月
- ◇全体委員会 3回/年（合宿2回）
- ◇外部機関・団体との意見交換 6回程/年（特許庁、裁判所、日弁連、弁理士会など）
- ◇成果：論説作成（知財管理誌投稿）

研究対象 権利化後の諸問題

第1小委員会	権利化後の諸問題の研究（知財推進計画の課題等含む）
第2小委員会	権利行使の諸問題の研究（特許権侵害訴訟の実務上の課題（侵害論、損害論等））
第3小委員会	審判（無効、訂正、拒絶査定不服）及び審決取消訴訟に関する研究
第4小委員会	判例研究（侵害、審決取消を含む裁判例全般）
第5小委員会	特許制度の在り方（法改正、知財推進計画課題等）の研究（外部とのコラボ含む）

第1小委員会

特許判定における一考察

背景

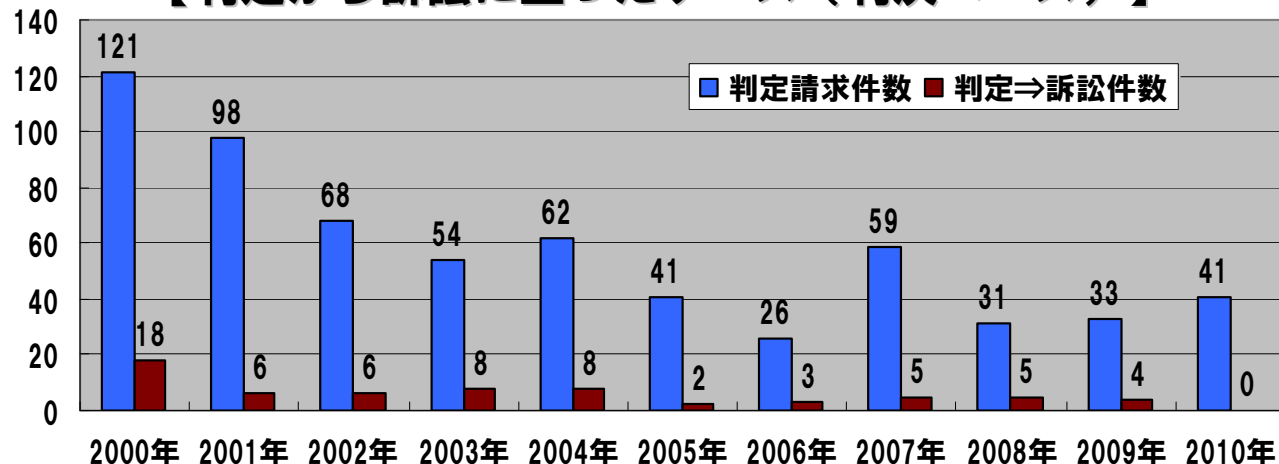
裁判所外での紛争解決手段としての判定制度の利用促進の議論からおよそ10年が経過し、利用者数は減少傾向にある。紛争解決手段としての判定制度のあり方について検証する。

研究内容

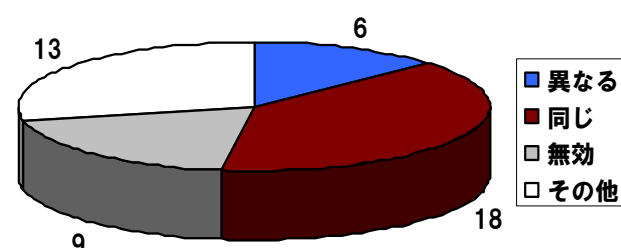
特許庁判定制度に関し以下を調査分析し実務者への提言を考察する。

- ① 判定の利用状況および裁判所における判定結果の扱い
- ② 特許庁判定の信頼性
- ③ 判定の諸課題

【判定から訴訟に至ったケース（判決ベース）】



【判定結論と訴訟結論の比較】



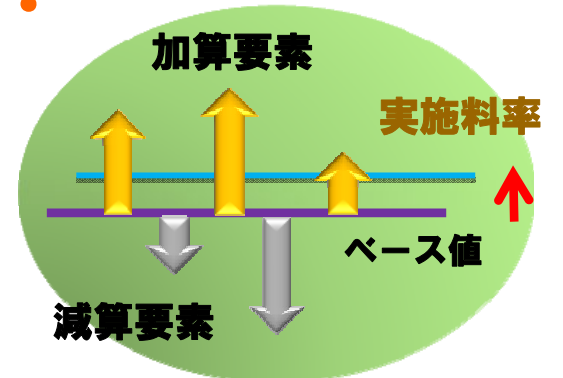
背景

102条3項の改正で「通常」が取り払われたものの、「ライセンス料相当の損害賠償額」が判断された案件においては、判示された実施料率がどのように算出されたのかわかりにくい。

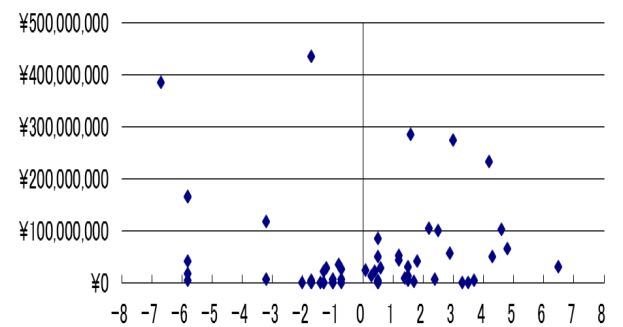
➔ 損害賠償額の予見は可能か？

研究内容

102条3項で損害賠償額算定された案件（63件）に関し以下の観点で調査分析し、損害賠償額の予見可能性について実務者の視点から考察する。



【イメージ図】



【標準的な実施料率からの分散と損害賠償総額の関係】

■ 裁判所が示した実施料率の客観的分析

① 基準となる実施料率「ベース値」、賠償金総額との関係

② 「ライセンス実績」等の証拠資料の影響

■ 「ベース値」から実施料率がシフトする要因の整理

③ 加算減算要素（権利者実施・侵害者実施・発明そのもの）とその影響度

④ 102条3項での「寄与率」の働き方

背景

「ソルダーレジスト事件」（平成20年知財高裁大合議）で何が変わったか？

研究内容

新規事項追加に関して、以下の調査分析をし、実務者への提言を考察する。

① 「ソルダーレジスト事件」（平成20年知財高裁大合議）前後の裁判所の判断傾向

② 特許庁と裁判所とで判断齟齬があった案件

③ 特定観点（構成要件の削除、明細書に記載の無い用語、図面を根拠）の補正に係る案件

新規事項追加に関する判断	ソルダーレジスト事件前				ソルダーレジスト事件後				
	全件数	裁判所判断		審決と異なる判断割合	全件数	裁判所判断		審決と異なる判断割合	
		適法	違法			適法	違法		
拒絶査定不服審判	19	2	17	10.5%	27	11	16	40.7%	
無効審判 (Total)	31	21	10	6.5%	31	28	3	19.4%	
無効審判判断	適法判断	21	20	1	4.8%	24	23	1	4.2%
	違法判断	10	1	9	10.0%	7	5	2	71.4%

特許庁では違法と判断されたが、裁判所では適法と判断された事件が増加！
それは、どのような事件だったのか？ また、適法と違法のボーダーラインは？

第4小委員会

均等論に関する判例研究

背景

均等の5要件については、具体的な判断基準が明確になっていないため、均等侵害を回避する立場からの予見可能性が十分に担保されているとは言い難いのではないかと？

➡ 均等侵害が争点となった事件において、当事者の主張内容、裁判所が示した判断の基準、傾向を分析する。

研究内容

1. 判決日 平成18年～24年の特許権侵害訴訟案件415件を対象に調査
2. 検討中の主な論点

- ①統計的分析 : 均等侵害主張率、均等侵害認容率の変遷など
- ②本質的部分(第1要件) : 地裁と高裁の判断基準の違いなど
- ③意識的除外(第5要件) : 均等侵害認容事案と棄却事案の相違はどこか？
国際比較の観点など

統計的分析の一例

表1.均等論に関する判例数(ボールドライン事件以降)

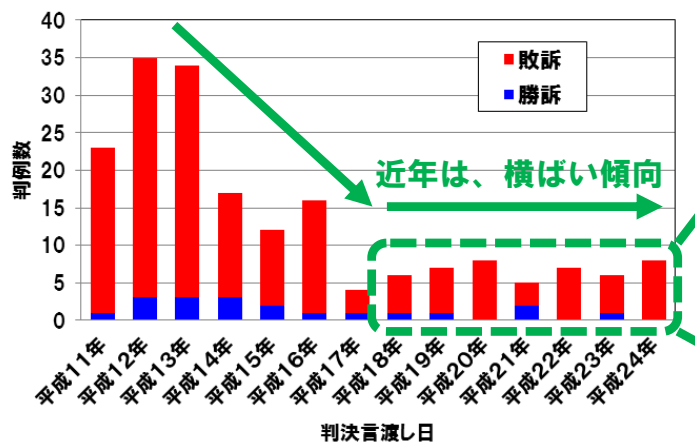
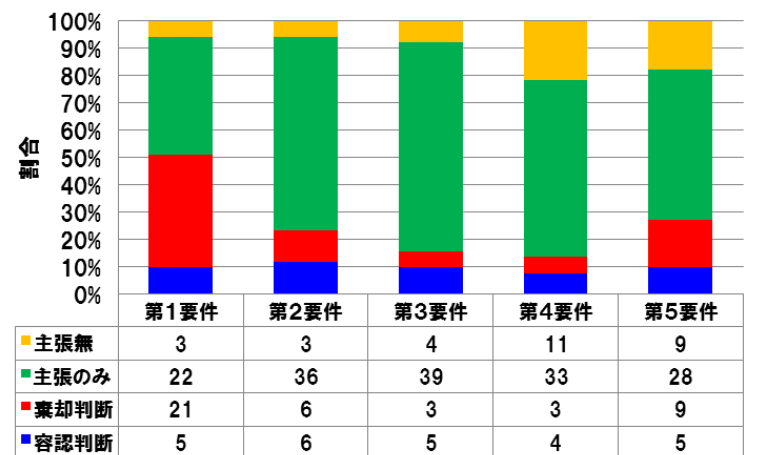


表2.均等要件の主張状況(均等侵害案件中)



第5小委員会

特許制度の在り方の研究

背景

市場創造・攻略を主目的とする経営戦略に沿った知財戦略を実現するため、「特許権活用」と「自社技術保護」の観点で特許制度を研究

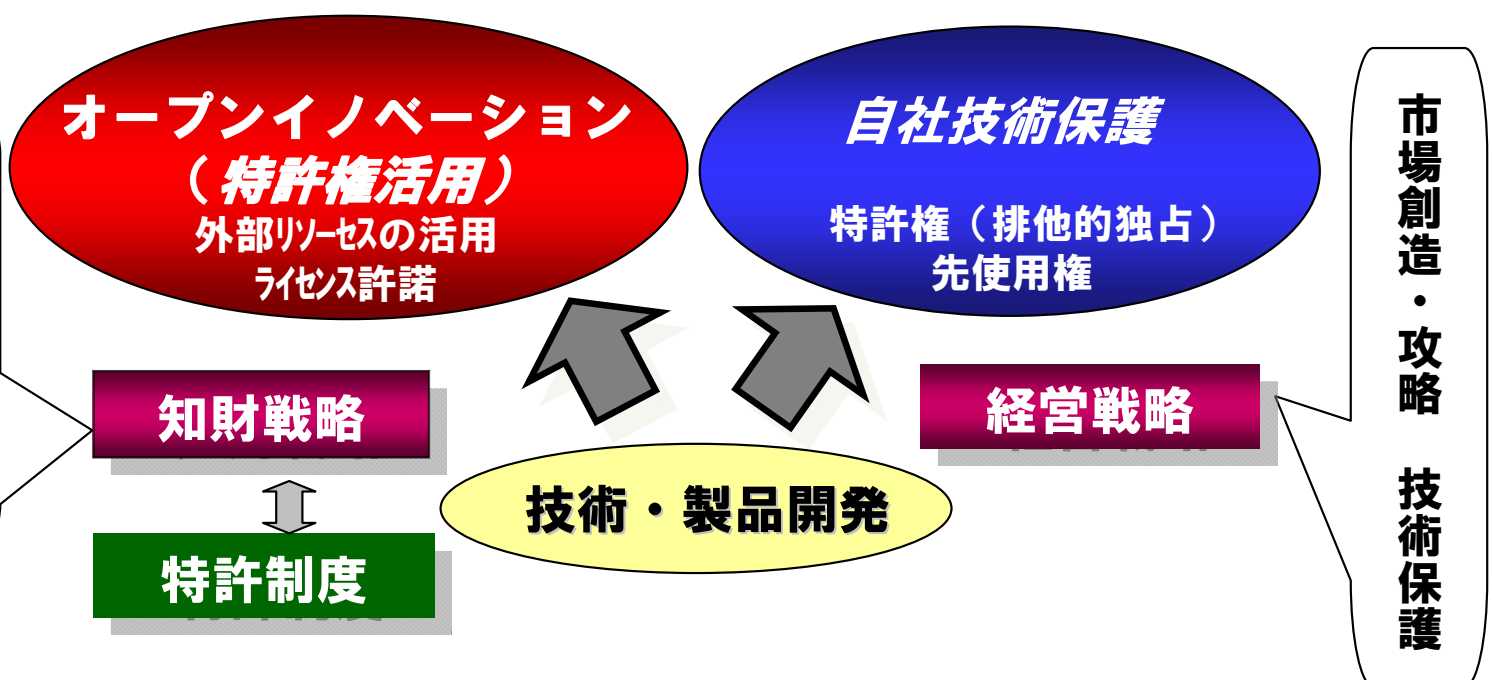
★研究テーマ

1.LOR* 制度案の研究

特許権活用手段の一つである特許ライセンス推進策として研究
*ライセンス・オブ・ライト

2.先使用权制度の研究

自社技術(ノウハウ等)の保護手段の一つとして、各企業の活用実態を研究



研究内容

1. LOR制度案の研究

- ①LOR制度案(モデルケース)の検討と策定
- ②既存の外国制度との比較検証
- ③外部機関との意見交換
*特許庁、大学、企業

2. 先使用权制度の研究

- ①先使用权制度の活用実態に関する会員企業へのアンケート
- ②企業における制度活用の実態**分析
**先使用权要件の明確性、立証、外国対応等